第 6063 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2018年)平成30年 10月 18日 木曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ 贈与があったときとは

Q：年内に子供に現金を贈与しようと思っていますが、贈与があったときとはいつをいうのですか？

A：書面によるものは、その契約の効力の発生の時、書面によらないものはその贈与の履行のあった時となります。

【解説】

贈与とは、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思表示をし、相手方がこれを受諾することによって成立する契約をいいます。したがって、名義だけを使うというのは贈与にはなりません。

贈与税の対象となる財産を贈与した場合は贈与税の対象になりますが、「私が死んだらあなたに○○をあげましょう」という贈与（これを死因贈与といいます）は贈与税の対象とはならず、相続税の対象になります。

なお、贈与がいつあったかは、次のように取り扱われることとなっています。

①書面によるものは、その贈与契約の効力の発生の時

②書面によらないものは、その贈与の履行があった時、ただし、停止条件がついているものについては、その条件が成就した時

③農地などの場合は、農地法の許可があった日又は届出の効力のあった日

④所有権の移転の登記又は登録の目的となる財産で、贈与の日が明確でないものについては、その登記又は登録があった時